

○農林水産省告示第九百五十六号
植物防疫法(昭和二十五年法律
の一部を次のように改正し、令印

植物防疫法（昭和二十五年法律第二百五十一号）第十七条第二項の一部を次のように改正し、令和二年六月十二日から施行する。

令和二年五月十三日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

都道府県	市町村	防除区域
北海道	網走市	稻富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、寒 豐、藻琴及び山里
斜里郡斜里町	斜里郡清里町	神威
以久科北、川上、豊倉、美咲及び来運		

北海道網走市稻當、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山田

THE JOURNAL OF CLIMATE

○農林水産省告示第九百五十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。

令和二年五月十三日

○農林水産省告示第九百五十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。

令和二年五月十三日

農林水産大臣 江藤 拓
一 保安林の所在場所 富山県高岡市手洗野字尾
久保一九・二〇の一・佐加野字明後谷一・二
(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
二 指定の目的 土砂の流出の防備

一(一) 保安林の所在場所 富山県高岡市福岡町加
茂字北平二七、二八の一、福岡町三日市字大
寺一二の一、二、三
(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
(回) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。

2 立木として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町

(2) 立木の伐採の方法
主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
市町村森林整備計画で定める標準伐期

3 村森林整備計画で定める標準伐期節以上のものとする。
2 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1 1) 立木の伐採の限度及びに植栽の方法・期間

告示